

このたびは貸金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。この規定は貸金庫ご利用の詳細についてのご説明を記載しておりますので、ご熟読のうえ保存願います。

ご利用にあたってのご留意事項について

- ・住所等お届け事項に変更がありました場合には、直ちにご連絡ください。
- ・貸金庫の鍵および貸金庫利用カード・お届け印の印章は、別々に保管し暗証番号を他人に知られないようご注意ください。
- ・貸金庫ご利用の際は、貸金庫カードおよび暗証番号によりお客さまのご確認をさせていただきますので、鍵をお持ちになりご本人またはお届けの代理人の方がおいでください。
- ・危険物や変質の恐れのあるものはお預りできませんので、ご了承ください。
- ・貸金庫ご使用料は毎月当金庫所定の日に、年払いをご希望される場合は毎年4月の当金庫所定の日に、ご指定の預金口座からのお振替とさせていただきます。

貸金庫規定（半自動型） 目次

1. 格納品の範囲
2. 契約期間等
3. 使用料
4. 鍵・カードの保管
5. 暗証番号の登録
6. 開閉者の確認
7. 貸金庫の開閉等
8. 届出事項の変更等
9. 印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い
10. 暗証番号照合等
11. 印鑑照合等
12. 損害の負担等
13. 反社会的勢力との取引拒絶
14. 解約等
15. 貸金庫の修繕、移転等
16. 緊急措置
17. 譲渡、転貸等の禁止
18. 規定の変更
19. 準拠法・管轄

貸金庫規定（半自動型）

第1条（格納品の範囲）

1. 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - (1) 公社債券、株券その他の有価証券
 - (2) 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - (3) 貴金属、宝石その他の貴重品
 - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
2. 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第3条（使用料）

1. 貸金庫の使用料は、当初契約月の翌月から当金庫所定の金額を毎月当金庫所定の日に、年払い納付をご希望の場合には毎年1回、当金庫所定の日に（加入月の翌月に加入月の翌月から前条契約期間満了日までの月割計算による金額を）、ご本人が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手の提示によらず払戻しのうえ充当します。
2. 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
3. 契約期間中に解約となった場合でも、すでに振替済みの使用料は払戻しいたしません。ただし、年払いで納付済みの手数料につきましては、解約日の属する月の翌月から前条契約期間満了日までの金額を、月額計算により払戻しいたします。

第4条（鍵・カードの保管）

1. 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当金庫所定の袋に入れたうえ、借主および当金庫職員の両者が封印し、当金庫が保管します。
2. 当金庫は、借主および借主があらかじめ届出た代理人に「貸金庫カード」（以下、「カード」といいます。）を発行いたしますので借主および代理人が保管してください。

第5条（暗証番号の登録）

借主が貸金庫の開庫にあたって使用する暗証番号を登録しますので、借主は当金庫所定の暗証届を当金庫に提出してください。

第6条（開閉者の確認）

カード・暗証番号・正鍵により、当金庫所定の手続きに則って貸金庫を開閉した者を、借主（正当な契約者）とみなします。なお、この場合、当金庫は開閉者の性別・年齢等の確認はいたしません。

第7条（貸金庫の開閉等）

1. 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
2. 開庫にあたっては、借主または借主のあらかじめ届出た代理人がカード読取機にカードを挿入し、届出の暗証番号をボタンにより操作してください。
3. 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
4. 利用が終わりましたら、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。上記操作をされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 停電、故障等によりカードによる取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に借主または届出済み代理人の氏名を記入し、カードとともに提出してください。

第8条（届出事項の変更等）

1. 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに借主から書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
2. 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに、到達したものとみなします。

第9条（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い）

1. 印章、カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続き後に行ってください。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. 正鍵またはカードを失った場合または毀損した場合は、錠前の取り替え、鍵・カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

第10条（暗証番号照合等）

1. 操作機により、カードを確認しカード操作機利用の際に使用された暗証番号と当金庫に届出の暗証番号との一致を確認して貸金庫の開閉の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、第7条の5項の場合に当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書に記載の暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも同様とします。

第11条（印鑑照合等）

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は正当性を確認する義務を負いません。

第12条（損害の負担等）

1. 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
2. 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
3. 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第13条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第14条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号第2号①から⑥または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫は、この貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第14条（解約等）

1. この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - (1) お支払い月の翌月を経過してご使用料のお支払いがないとき
 - (2) 借主について相続の開始があったとき
 - (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - (4) 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - (6) カードの改ざん、不正使用など、当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
 - (1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者
 - (3) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。

- 不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に第3条1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
5. 第14条の1項または2項の明け渡しが1か月以上に遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
6. 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

第15条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

第16条（緊急措置）

法令の定めるところにより、貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第17条（譲渡、転貸等の禁止）

1. 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
2. カードは譲渡、質入れすることはできません。

第18条（規定の変更等）

当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第19条（準拠法・管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

付則

令和 2年 3月25日改定